平成２２年（フ）第３１９号
岐阜県関市関ノ上１丁目８番19号
債務者　高橋　　學
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２０号
岐阜県関市関ノ上１丁目８番19号
債務者　高橋香代子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２５号
岐阜市茜部辰新１丁目112番地羽田マンション311号室
債務者　河合　祐加
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２７号
岐阜市岩崎788番地５
債務者　田上　克美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２９号
岐阜市柳津町北塚１丁目63番地
債務者　奥村世里子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３１号
岐阜市上土居１丁目18番４号ビューラＫＢ棟102号室
債務者　久野　功詞
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３５号
岐阜市六条福寿町４番12号
債務者　藤井　　昇
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７８号
三重県鈴鹿市末広北１丁目10番31号
債務者　吉井　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１１号
三重県津市藤方532　レオパレス藤方206
債務者　赤塚　美香
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１４号
三重県津市雲出島貫町772番地３
債務者　村島　明美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１６号
三重県鈴鹿市石垣２丁目３番26号
債務者　中原　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３５号
三重県鈴鹿市肥田町267番地の１
債務者　岩谷多恵子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３８号
三重県鈴鹿市十宮３丁目17番２号
債務者　中川　幹枝
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４７号
三重県鈴鹿市平田２丁目１番35号　ビジネス太平洋103号
債務者　松下小百合
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１５号
兵庫県三木市別所町朝日ヶ丘１番地の48
債務者　金瀬万里江
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目13番12号
債務者　宇良　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０８号
兵庫県尼崎市稲葉元町１丁目６番14号
債務者　中山　裕美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８６号
兵庫県西宮市甲子園口４丁目14番４―103号
債務者　濱田千代美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係